

会 議 録

承 認			事 務 局					《開催日時・場所》				
会 長	原 委員	藤原 委員	部 長	課 長	主 幹	担 当 長	担 当	平成 24 年 6 月 4 日(月) 14:00~16:00 岸和田市役所新館 4 階 第二委員会室				
6/19	6/28	6/20										
《名 称》 平成 24 年度 第 1 回岸和田市景観審議会												
《出席者》 (景観審議会委員出欠状況)												
加我 委員	相良 委員	高木 委員	杉本 委員	田 委員	中川 委員	中嶋 委員	西川 委員	藤田 会長	藤原 委員	前中 副会長	原 委員	渡部 委員
						×				×		×
(委員 13 名中、10 名出席)												
事務局) 井上副市長 まちづくり推進部長 野中 都市計画課 大井、根来、小山、高丘、森田 《傍聴者》 0 名												
《概 要》												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 ころに残る景観資源発掘プロジェクト～ころに残る樹木の募集について 岸和田市景観計画の変更 第 4 章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 ・ その他 												
《内 容》												
委嘱状交付												
会長、副会長の選任												
互選により会長に藤田委員、副会長に前中委員を選任。												
岸和田市景観審査小委員会の指名												
藤田会長により、前中副会長、中嶋委員、藤原委員、渡部委員、藤田会長の 5 名を指名。												
岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について												
(会 長) 平成 24 年第 1 回岸和田市景観審議会の会議録承認者として、原委員、藤原委員の 2 名を指名する。												
ころに残る景観資源発掘プロジェクト～ころに残る樹木の募集～												
(事務局) 資料に従い、審議事項について説明。												
審議事項についての質疑応答は次のとおり。												
(委 員) 資料 1 の対象となる樹木についてだが、公共の場所から見えるもの、という意味は分かるのだが、一見すると公共の場所で植生している樹木が対象となるという印象を受けた。これは、私有地に生えている木であっても、公共の場所から見えるものを含むという理解でよいのか。応募を考えている人にとって誤解を招かないような記述にされたい。												
(委 員) 仕事で施主と話しているときに、専門用語を使いすぎて意図が伝わらない場合が多い。「公共」という用語も私たちは理解できるだろうと思っていても伝わらない可能性がある。用語												

の使い方については十分注意されたい。

- (事務局) 私有地に生えている樹木も、公共の場所から見る事が出来れば対象となる。対象樹木の書き方には注意させていただく。
- (委員) 所有する樹木を応募して欲しくないという人ももしかしたらいるかもしれないが、その点事務局はどのように考えているのか。
- (事務局) 他薦で応募があった場合、そういったケースも当然考えられる。事務局としても公に発表する時には所有者の同意は当然必要だと考えている。ただ、応募の段階では、自薦他薦は問わないので、門戸を広くしたい。
- (会長) 個人的には、公共の場所から見えるという時点で、ある程度の公共性は発生していると思われる。ただ、嫌だと言う人の樹木を公表するのは困難と思われる。
- (委員) 300年を超えるような古木、巨樹はほとんどが民有地に植生していると思われる。それがどの程度見れば良いのかという問題がある。奥家の椋の木は門の前に立っているので問題ないのだが、土生神社にあるビャクシンは境内にあるため、道路からは見えない。しかしこういったビャクシンについても地域の人々の誇りになっている場合がある。道路などから見えるということに限定してしまうのは感覚的に疑問を感じる。
- (会長) どの程度公共空間から見る事が出来れば良いのか、という点について他にご意見がある方はあるか。
- (委員) 市内の土地のほとんどは民有地であるが、その中で、まったく私的な空間からしか見えない樹木については、こういった指定から除外したほうがよいと思われる。
- (会長) さきほどから、神社の境内の樹木などについて話が出ていたが、公共の場所からは見えにくい、境内からは良く見えるという樹木については、寺社仏閣については不特定多数の人が境内に入ることを拒否していないことであるし、公共の場所に準ずるという扱いで対象に含めてもよいと考える。
- (委員) 入場料を払わないと見ることが出来ない庭園やお寺などは対象にそぐわないとは考えるが、一般に開放されている寺社については、境内の樹木も含めて構わないと思われる。
- (事務局) そのようにさせていただく。
- (委員) 所有者に権利制限が発生すると所有者は及び腰になるのではと思うので柔軟に対応していただきたい。
- (事務局) 景観重要樹木に指定されると形態についての制限が発生するのだが、ここに残る景観資源についてはそういった制限は設けない方向で考えている。その分、補助なども無く名譽的なものになってしまうが、幅広く応用が可能だと思われる。
- (委員) 私の地元では、順々に桜が咲いて非常に季節感を感じ良いと感じている。他にも地元住民でないと分からないような樹木がたくさんあると思う。そういった知る人ぞ知る樹木をすくいあげることができるような形にしてもらいたい。
- (委員) 今回の取組みで、景観重要樹木とここに残る景観資源の2パターンで進めようということだが、この意図は二つあると思う。こういった制度とは別に「保護樹木」「保護樹林」といった制度があるのだが、こちらは一定の補助が行われる。岸和田市ではこの制度は設けているのか。
- (事務局) 設けていない。
- (委員) 「保護樹木」「保護樹林」制度は樹高や幹周りなど単体の樹木のスペックで指定可能かど

うかが判断される。そういった中で景観法が出来、街中から公共的に意味のある景観重要樹木という制度ができた。それと「こころに残る景観資源」の制度と併せて運用することで、先ほど意見のあった地域に埋もれている知る人ぞ知る樹木をアーカイブ化し、拾い上げていく非常に良い取り組みだと感じる。

(委員) 緑地計画をしていく中で、所有者の話の間くと樹木の剪定をする理由は大きく2つある。家の拡張に伴うものや管理が面倒なので大きく剪定するという内的な理由もあるが、大半が外的な理由で、道路に張り出した枝に対する通行人の苦情(落ち葉や虫)やそういった通行人の目を気にした所有者の意識によるものである。今回のような事業で、巨樹は地域の人々も誇れるものであることをアピールすることでそういった苦情も減ってくるのではないかと思われる。

行政による補助も必要だと考えるが、こういった事業を行う中で、地域の住民の意識を高めていき、所有者の管理ストレスを軽減することが出来れば、枝振りの大きな樹木が残っていくのではないかと思われる。

(委員) 今回の募集である樹木がこころに残る景観資源に指定されたとする。何年か経ってその樹木が折れたり、切られたりすることは当然考えられる。指定された樹木については何年かに一度は追跡調査をして、現況を報告してもらいたい。また、樹木を育てるという意味で、害虫の駆除や剪定作業に一定の補助をするなどの所有者に対するインセンティブを考えるのもよいのではないかと。補助などに限らないが、何らかの継続した樹木を育てるための手立てを考える必要があると思われる。

(委員) 非常に良い試みである。ただ、行政の場合、遺漏がないように事業を進めることに力を注ぐあまり、非常に保守的になり動きが重くなってしまう場合がある。単年度の事業ではないということなので、色々な状況を見て、随時修正しながら、進めていってもらいたい。

私も事務局には追跡調査は是非してもらいたいのだが、切られたり、折れた樹木を公開することで、ショック療法的に反対に樹木を守ろうという動きが出るのではないと思う。

今回の事業で色々意見を出しても気付かない点がいっぱい出てくると思う。そういった反省点を糧にして進めていってもらいたい。

(事務局) 選ばれた樹木についてはホームページなどで公開するなどの形で報告しようと考えている。日常の管理業務に対する補助については、その必要性は感じている。ただ、予算措置を伴うものであり明言はできないが、検討の必要性はあると考えている。

(委員) 応募の項目にどのような管理をしているのか、という事柄を追記してもらいたい。

また歴史性などについては応募があった時点で、出来れば事務局に調査してもらいたい。

(会長) 実施要領の応募要項に管理方法について加えるということだが、応募者にとって分かる場合と分からない場合がある。「分かる範囲で」ということでお願いしたい。

(事務局) 検討する。

(委員) 教育委員会などと連携して、夏休みの宿題などに取り入れてもらえるように図ってはどうか。

(事務局) 多方面に働きかけを行う予定である。教育委員会もその中に含めることを検討している。

(委員) 樹木の情報を公開するとき、治安や防犯上の懸念も一定存在すると思われるので、公開によるリスクについても多少考慮してもらいたい。

(事務局) 了解した。

- (会 長) では、次に、当日配布資料の評価基準等についてご意見を伺いたい。
- (委 員) 知っている樹木と知らなかった樹木を分ける意味は何か。
- (事務局) 知らない樹木だから景観資源としてふさわしくないという判断は行わないが、周知されている樹木の中での良い樹木と知られていないが良い樹木を抽出することも一つの方法ではないかと考えている。
- (委 員) 配布資料のアンケートでは知っている樹木が良いとされる場合があるため、知らないが良いと思う樹木を選んでもらうことも意義はあると思う。また、もともとの認知度についても調査が可能なので、知っているか知らないかの分類は導入しても構わないと考える。
- (会 長) アンケートの『一度見てみたいと思うビュースポット』についてはあえてアンケートに含める必要性について各委員の意見を聴きたい。
- (委 員) すべての応募について が書かれているわけではないので、あまり必要ないのではないかと考える。
- (委 員) アンケートの中に を含める必要はないと思うが、景観資源の情報として蓄積し、もしくはPRしていくときにビュースポットの情報は必ず必要だと思う。景観上では、その対象物だけではなく、何処からそれを眺めるのかということも重要だからである。
- (会 長) 京都市でも、鴨川の河原から見たときに大文字山を遮るような建築は許さないという規制をしている。どこから見るかという点は景観にとって重要である。
- (委 員) ビュースポットという言葉はまさにそのままの意味なのだが、すべての人に伝わるかという点と疑問がある。「眺める位置」などに書き換えたほうが良いのではないかと。
- (事務局) そのように変更させてもらう。
- (委 員) 花の咲く時期など位置だけではなくお勤めの季節などもあってもよいのではないかと。
- (事務局) 検討する。
- (委 員) 市民に対してはこの資料1の概要で周知するのか。
- (事務局) 概要については、事業全体の説明のためのものである。周知に用いられるのはポスターであったりチラシのみとなる。
- (委 員) 現実的な話、応募者に対してのメリットが無くては応募の数が増えないのではないかと。
- (委 員) 建物の場合、建築業者が応募している場合もあった。業者にとっては、受賞することが一定のステータスになる。
- (事務局) 今回は景品などは無く名譽的なものとなる。それによる応募の減少は懸念されるが、あくまで、景観資源の周知・共有を目的として事務を進めさせていただきたい。
- (事務局) さまざまなご意見を頂き、これらを反映させた上で事務を進めさせていただきたいと思うが、具体的な基準などを決める組織としてこの岸和田市景観審議会と環境デザイン委員会で構成する『ここに残る景観資源発掘委員会』を立ち上げ、その委員会で検討いただき、応募された樹木の中から推薦をしてもらいたいと考えている。
- そこで事務局からお願いとなるのだが、景観審議会から藤田会長、相良委員、藤原委員に入っていただきたいと考えている。環境デザイン委員会からは、次回の環境デザイン委員会で委員の選出をお願いしたいと考えているところである。
- (会 長) 事務局から発掘委員会の提案がされたが、各委員からご意見はあるか。
- (委 員) 異議なし。

(会 長) これ以外にご意見などが無いようなので、これまで出た意見に従って事務を進めていただくことになる。それでは、本日の景観審議会はこれで終了とさせていただきます。

その他

次回景観審議会について

(事務局) 次回の景観審議会については平成 24 年 11 月頃を予定している。時期が近づいたら、日程調整をさせていただきたい。

(以上)